

令和6年4月から

委任状の取り扱いが一部変更されます

① 委任状への押印は原則不要※とします。

※ 後期高齢者医療については、押印が必要となります。

必要書類

- 委任状（委任者が直筆で署名し、押印は不要）
- 受任者（申請者）の本人確認書類（運転免許証等）

 委任者の本人確認書類の写し（運転免許証等）

② 意思表示はあるが、署名できない方については
拇印不要とします。

必要書類

- 委任状（代筆者が記載、代筆者の署名が必要）
※委任者の拇印は不要
- 受任者（申請者）の本人確認書類（運転免許証等）

 委任者の本人確認書類の写し（運転免許証等）

※法人からの委任については、記名・押印（会社の印鑑）も可とし、本人確認書類の写しは不要です。